



人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター

江山人権福祉センターだより

自死にかかわる人の人権問題

自死(※1)は、その多くが経済・生活問題、健康問題、家庭問題等さまざまな要因が関係して心理的に追い込まれた末の死であると言われています。

鳥取市では、自死にかかわる人の人権問題の推進方針として、第2期いのち支える鳥取市自死対策計画に基づき以下の施策を推進しています。

1. 生きることを後押しするさまざまな要因への支援、自死対策を支える人材育成、住民への知識の普及啓発の強化、地域におけるネットワークの強化に取り組み、特に、こころの健康に関心を持ち、自死のサインに気づき、つなげることができるゲートキーパー(※2)を養成し、ゲートキーパーの役割を市民一人ひとりが意識することができるよう推進しています。

また、精神疾患や精神科受診等に対する偏見や抵抗感が強いことから、こころの問題について理解し、悩みを深刻化させないための啓発等を推進しています。

2. 同じ立場や体験をされた人々により結成し活動されている自死遺族の自助グループの存在について市民に周知するとともに、活動の支援に努めています。



また、残された自死遺族等(※3)に対する問題も重要な課題となってきています。自死遺族等が受ける精神的な苦痛は大きく、自責の念や自死遺族等に対する差別的な言動や偏見の目で見られるなど、周囲から孤立してしまうことがあるため、苦しい思いが社会に正しく理解され、地域での孤立を防ぐよう配慮が求められています。

自死と自殺の表記(※1)：「自殺」という言葉は、悪いイメージで語られ、多くの遺族が辛い思いをしていることに配慮し、「自殺」の呼称を「自死」に改めている。ただし、法律等の名称(自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など)や国等の統計に使用される用語(自殺死亡率、自殺者数など)は引き続き「自殺」を使用する。

ゲートキーパー(※2)：自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(声をかけ、必要な支援につなげ、見守る)をとることができる人のことをいう。

自死遺族等(※3)：親族のみならず職場の同僚、学校の友人、婚約者や内縁関係の人、親しい友人等も含め、自死によって影響を受ける可能性のあるすべての人のことをいう。

※詳しくは、鳥取市人権施策基本方針 第3次改訂 [検索](#)

【ご支援・ボランティアのお願い】

江山子ども食堂では安心安全な食事の提供をするために、皆様からのあたたかいご支援をお願いしております。

食材などをご提供いただける方は、お電話等にてご連絡をいただくと幸いです。

また、食堂開催時にボランティアとしてご協力していただける方を募集しています。

～生活習慣予防料理教室のご案内～

日 時：10月7日(月) 10時～

講 師：(株)さんびる職員

参 加 費：500円

持 ち 物：エプロン・マスク・三角巾

募集人数：10名(先着順)

※多くのご参加をお待ちしています。

開催事業の様子

創作教室



7月9日(火)に藤井 あゆみさん(パステル和(なごみ)アートインストラクター)を講師に迎えて、カラーパステルを使って、アート作品作りを学びました。

この時期に相応しい、涼しそうに金魚が泳いでいる絵ができあがり、受講者から機会があれば、また参加したいとの声がありました。



いきいき健康教室

7月21日(日)、倭文老人憩いの家で丸山 啓太さん(さんびる:理学療法士)を講師に、「いきいき健康教室」を開催し、当日は、猛暑の中にも関らず多く方のご参加をいただきました。

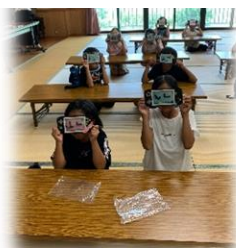
皆さんが自分の体力に合わせて無理のない範囲で体を動かされていました。



夏休み企画 ～工作教室～



7月31日(水)に岡村 真由美さん(ペーパーデコレーション・マスター)を講師に迎え、子どもたちを対象とした工作教室を開催しました。教室では、色づかいに気配りしながら色の付いたガラス板を使った作品づくりをしました。



9月事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ

2日(月)・30日(月)

13:30~14:30

陶芸教室

※9月は、農繁期のため実施しません。

子ども食堂

4・18日(水)

16:00~18:00

学習支援事業

4・11・18・25日(水)

18:30~20:00

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室

25日(水)

15:00~16:00

※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。

ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。

9月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談

10日(火)・24日(火) 15:00~17:00

1名/1時間(2名まで)

夜間弁護士相談

19日(木)

18:30~20:30

1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先

中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241